

府中市サッカーリーグ
府中市シニアサッカーリーグ（O-40 / O-50 / O-60）
令和5年度 実施要項

大会名称	府中市サッカーリーグ・府中市シニアサッカーリーグ（O-40、O-50、O-60）
主催	府中市サッカー連盟
会場	府中市郷土の森サッカー場、府中市是政運動広場、朝日フットボールパーク

参加資格

- (1) 一般の部
 - ① 府中市に在住、在勤及び在学している者で、16歳以上で構成されたチーム。
 - ② チーム代表者は、20歳以上の者とする。
- (2) シニア（O-40）の部
 - ① 府中市に在住、在勤している者
 - ② 1984年4月1日以前に生まれた者（2023年4月1日時点で満年齢39歳以上の者）
- (3) シニア（O-50）の部
 - ① 府中市に在住、在勤している者
 - ② 1974年4月1日以前に生まれた者（2023年4月1日時点で満年齢49歳以上の者）
- (4) シニア（O-60）の部
 - ① 府中市に在住、在勤している者
 - ② 1965年4月1日以前に生まれた者（2023年4月1日時点で満年齢58歳以上の者）
- (5) 上記（1）～（4）の規定のほか、次の各号に該当するチーム及び選手は参加を制限する。
 - ① 地域リーグ（社会人・大学リーグ）より上部リーグに登録している選手
 - ② 連盟に出場を停止されている選手とチーム
- (6) 連盟で認めた選手およびチームについては参加を認める。
- (7) 女子の出場を認める。
- (8) 登録選手の年齢起算日は、当該年度3月31日付とする。
- (9) チームは、応急手当の用意をし、あわせてスポーツ傷害保険等に加入して大会に参加する。
- (10) チームに割り当てられた当番及び審判について、責任をもって務めること。
(府中市サッカーリーグ実施要項の補足事項を参照)

競技方法及び規則

- (1) 試合方法は、一般（1・2部）及びシニア（O-40、O-50、O-60）と部門別にリーグ戦方式とする。ただし、参加チーム数により複数ブロックによるリーグ戦ののち順位決定戦を行う場合がある。
- (2) 試合時間は、一般（1部）については70分（インターバル10分）とし、それ以外のカテゴリについては60分（インターバル10分）とする。ただし、シニア（O-50、O-60）については、50分（インターバル10分）とする。
- (3) 試合中の選手交替は、当日登録の選手の中から1部及び2部については、随時8人とし、シニア（O-40、O-50、O-60）については、随時11人とする。尚、シニア（O-40、O-50、O-60）については、**再交代**（*交替して退いた選手の再出場）を認める。ただし、選手は前後半それぞれ1回の出場に限る。
- (4) 試合成立人数は、試合開始時に7人以上とし、11人に満たない場合は交替選手の中から随時追加出場できる。ただし、追加出場した選手は、交替選手の数に含まれる。

(5) この条の規定のほかは、当該年度の（公財）日本サッカー協会競技規則に準ずる。

参加人数

- (1) 参加人数は、1チーム35人以内とする。ただし、35人に達していないチームにおいて追加を認め、当該年度の**5月1日以降**は、随時登録変更を認める。
- (2) チーム役員として、代表者、評議員、補佐をおき、試合参加する場合は選手登録票の選手欄へも必ず記入すること。
- (3) 選手の追加及び変更する場合、追加及び変更する選手が出場する試合の前までに、所定の手続きをもってリーグ事務局の承認を得なければならない。

順位決定

- (1) リーグ戦の勝ち点は、次のとおりとする。
 - ① 【勝 ち】3点 【引き分け】1点
 - ② 【負 け】0点 【不戦敗】-1点又は-3点（不戦敗における点数は「0対4」）
- (2) 試合当日2週間前までに、試合ができない旨の申し出があった場合、勝点-1点はつけないものとする。また試合当日における不戦敗は勝点-3点とする。
- (3) 順位の決定は、勝点により決定する。同点の場合は、①得失点差 ②総得点 ③該当チームの対戦間の勝者の順で決定する。
- (4) 上記(3)で、対戦間同士が引き分けで、優勝並びにリーグ昇格及び降格に係わる場合は、決定戦を行う。
- (5) 上位リーグへの昇格及び降格は、1部8位チームと2部3位チーム、1部9位チームと2部2位チームとの間で入替戦を行い、1部10位と2部1位チームは自動入替えとする。

懲罰

- (1) 本大会は、公益財団法人日本サッカー協会『懲罰規定』則り、大会規律委員会を設ける。
- (2) 本大会の規律委員会は、府中市サッカー連盟の規律委員会とする。
- (3) 本大会期間中に警告の累積が2回に及んだ選手は、自動的に次の1試合に出場できない。
- (4) 本大会において退場を命じられた選手・チーム役員は、自動的に次の1試合に出場できず、それ以降の処置については、規律委員会において決定する。
- (5) 本大会実施要項の記載事項に無い懲罰に関する事項は、規律委員会にて決定する。

罰則及び失格

- (1) 次の各号のいずれかに該当するチームは、罰則を負うものとする。
 - ① 試合開始時間に出場選手が6人以下のチーム
 - ② 未登録の選手が試合に出場したチーム
 - ③ メンバー表を未提出のチーム
 - ④ 選手登録票を不携帯のチーム
 - ⑤ 審判を怠ったチーム
 - ⑥ 当番を怠ったチーム
- (2) 前項①から④に該当したチームは、その試合は当日における不戦敗とし、0対4で負け、勝点-3点とする。
- (3) (1)項⑤及び⑥に該当したチーム並びに、前項の不戦敗を2回行ったチームは、それ以後の試合はできるが、当該年度の全試合の勝点は没収とする。
- (4) 前項対象チームの、次年度へのリーグ参加については、連盟常任理事会により参加可否を決定する。

その他

- (1) 一般（1部）及びシニア（O-40、O-50）の優勝チームは、2月開催の三多摩大会及び次年度の以下大会への出場権を有する。その他の各大会における代表決定方法は、各大会要項等により連盟が別に定める。
 - ① 都民体育大会 【一般】
 - ② 区市町サッカー選手権大会 【一般】
 - ③ 都民生涯スポーツ大会 【O-40、O-50】
- (2) シニア（O-60）については、招待チームを除き、優勝または準ずるチームが、三多摩サッカー大会（O-60）への出場権を有する。
- (3) 各チームは、応急手当の用意をし、あわせてスポーツ傷害保険等に加入して大会に参加する。
万一の事故・ケガについては、各チームで責任をもって対処し、当連盟では一切の責任を負わない。
- (4) 本実施要項に関し、必要な事項は連盟が別に定めることができる。

以上